

美里町立小学校統合整備事業

実施要領

【修正版】

令和8年1月30日修正版

令和7年12月1日修正版

令和7年11月28日

美里町

1. 目的

美里町立小学校統合整備事業実施要領(以下「実施要領」という。)は、美里町立小学校統合基本計画書(以下「基本計画」という。)に基づき美里町(以下「町」という。)が実施する美里町立小学校統合整備事業(以下「本事業」という。)を発注するにあたり、町の状況を十分に理解したうえで、柔軟かつ円滑に本業務を行うことができる高い技術力や豊富な経験を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。

また財源については、国の補助金・交付金その他の外部財源および町財源で実施する計画であるため、本事業の実施は、当該補助金・交付金の採択・配分・交付決定等の確保状況および町議会による予算の議決等を前提条件とする。

なお、業務内容については、美里町立小学校統合整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)によるものとする。

2. 事業概要

(1) 事業名

美里町立小学校統合整備事業

(2) 所在地

埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字南和田 1115 番地 1 外

(現在の美里町立美里中学校敷地、北側駐車場及び校庭の拡張部分を含む)

(3) 事業手法

設計・施工一括発注(デザインビルド)方式

(4) 事業内容(その他詳細については、要求水準書による。)

- ① 事前調査業務(地質調査、アスベスト含有事前調査、電波障害調査、測量調査等)
- ② 美里町立小学校統合整備事業に係る基本設計及び実施設計業務
- ③ 工事監理業務(美里町立統合小学校等建設、美里町立美里中学校体育館等建設、既存中学校校舎及び体育館等解体、外構等)
- ④ 美里町立統合小学校等建設工事
- ⑤ 美里町立美里中学校体育館等建設工事
- ⑥ 既存中学校体育館等の解体・撤去業務 ※設計は②に含むものとする
- ⑦ 外構工事(グラウンド、駐車場整備等) ※設計は②に含むものとする

(5) 履行期間(予定)

基本設計・実施設計業務 契約日から令和9年3月31日まで

建設工事 工事契約の効力の発生の日(令和9年3月予定)から

令和11年3月31日まで

工事監理業務 工事契約の効力の発生の日(令和9年3月予定)から

令和11年3月31日まで

(6) 提案上限価格

本事業に係る上限提案価格は7,212,888千円(消費税等を含む)とする。

なお、設計業務(上記(4)①②③)に係る提案額の上限は486,023千円

(消費税等を含む)(上記(4)①②は365,495千円、上記(4)③は120,528千円とする。)とし、施工業務(上記(4)④⑤⑥⑦)に係る提案額の上限は6,726,865千円(消費税等を含む)とする。上限価格は当該要求水準を満たす範囲での目安であり、発注者が当該金額で契約することを約するものではない。

本プロポーザル方式については、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務にかかる予算が成立した場合には、当該契約予定者と基本協定書を締結する。

基本設計及び実施設計業務について令和8年4月初旬に契約を行う。

対象業務の不実施や構造・規模等が変更となった場合には、該当業務に関する対価相当額は減額になる。また建設工事契約及び工事監理業務契約は実施設計の完了後、設計内容に応じた金額で予算の成立後に行う。

なお、本業務にかかる予算が成立しなかった場合には契約は行わない。この場合、本プロポーザル方式等に要したすべての費用については美里町に請求することができず、本プロポーザル方式参加者の負担となる。

(7) 計画概要

基本計画及び要求水準書の他、本事業に係る資料を参考にすること。

3. 受注候補者選考方針

本業務の受注候補者を次の審査を経て選考する。

- (1) 参加資格の確認 実施要領4に定める応募者の参加資格要件を確認し、参加資格を満たす者に対して、技術提案書等の提出要請を行う。
- (2) 提案の審査 技術提案書等の提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査及び評価し、選定事業者1者、次点事業者1者を選考する。
- (3) その他 本プロポーザルにおいて、受注候補者の提案内容が町の要求水準を満たさないことが確認された場合は、契約しないものとする。また、提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選考の可否を決定する。

4. 参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ① 参加者は、単独企業（建設会社）、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- ② 参加者は、下記（2）、（3）、（4）及び（5）の参加資格を満たすものとする。
- ③ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社に依頼する場合、協力会社は下記（2）の参加者の資格要件を満たす者とする。
- ④ 共同企業体での参加の場合、以下の参加要件を満たす者とし、共同企業体の結成は、自己結成とする。
 - A 施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者を代表者とする。構成員は（2）に加え（3）、（4）、（5）のうち、該当する担当業務の参加要件を満たすこと。
 - B 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。
 - C 代表者は、統括責任者を配置すること。統括責任者は、町等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者を統括し、本事業の推進と相互調整を行うこと。なお統括責任者は現場代理人を兼務できるものとする。

(2) 共通する参加者の資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会

社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業の事業主であつて、同法第 7 条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 10 条第 1 項に規定する保険料（雇用保険に係るものに限る。）を滞納している者でないこと。
- ⑤ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 3 項に規定する適用事業所の事業主であつて、同法第 48 条の規定による届出をしていない者又は同法第 155 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑥ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条に規定する適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主であつて、同法第 27 条の規定による届出をしていない者又は同法第 81 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- ⑦ 直近 3 か年の財務諸表において、経常損失がなく、債務超過が発生していないこと。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑨ 参加表明書の提出時点において、町において、指名回避又はこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書の提出から選考結果の通知の日までの間に、指名停止処分、指名回避又は町において、これに準じる措置を受けた者は失格とする。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団並びにそれらと密接な関係を有する者でないこと。また美里町の締結する契約からの美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 18 年告示第 82 号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ⑪ 役員等（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(3) 設計業務（2. 事業概要（4）①、②）を担当する参加者の資格

- ① 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 設計業務に関して、次の技術者を配置できること。なお、設計業務管理技術者は建築設計主任技術者のみ兼任してもよいこととし、各設計主任技術者は、他の設計主任技術者を兼任してはならないものとする。建築設計主任技術者を除く各設計主任技術者については、協力会社を加えることができる。
 - A 設計業務管理技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務管理技術者と兼務できるものとする。
 - B 建築設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

- ・建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- C 構造設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- D 電気設備設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- E 機械設備設計主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - ・機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- ③ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、町が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ④ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が他の参加者の協力会社となっていないこと。

(4) 工事監理業務（2.事業概要（4）③）を担当する参加者の資格

- ① 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 工事監理業務に関して次の技術者を配置できること。なお、工事監理業務管理技術者は建築工事監理主任技術者を兼任してもよいものとし、各工事監理主任技術者は、他の工事監理主任技術者を兼任してはならないものとする。建築工事監理主任技術者を除く各工事監理主任技術者については、協力会社を加えることができる。
 - A 工事監理業務管理技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・設計業務管理技術者と兼務できるものとする。
 - B 建築工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・建築設計主任技術者と兼務できるものとする。
 - C 構造工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・構造設計主任技術者と兼務できるものとする。
 - D 電気設備工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
 - E 機械設備工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
- ③ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死

亡・退職等のやむを得ない事情があり、町が承認した場合の他は、変更を認めない。

- ④ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。

(5) 施工業務（2.事業概要（4）④、⑤、⑥、⑦）を担当する参加者の資格

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
② 参加表明書提出時点において、経営事項審査による建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
③ 官公庁が発注した延床面積1,000㎡以上の公共施設の建築一式工事（改修工事を除く。）を元請として施工した実績を有すること。
④ 延べ床面積500㎡以上の木造建築物の元請としての施工実績を有すること。
⑤ 施工業務に関して次の技術者を配置できること。

A 現場代理人

B 監理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- ・監理技術者は現場代理人を兼務することができる。
- ・参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。

C 施工担当者

- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、担当毎に下記表のとおり資格を有すること。
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・施工担当者は、建築、電気設備、機械設備の担当は以下の資格を有すること。
なお、一級電気施工管理技士、一級管工事施工管理技士の両方の資格を有するものは電気設備担当と機械設備担当を兼務することができるものとする。

担当	資格名称
建築	一級建築施工管理技士又は一級建築士
電気設備	一級電気施工管理技士
機械設備	一級管工事施工管理技士

- ⑥ 配置を予定している施工技術者は、本業務の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、町が承認した場合の他は、変更を認めない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ① 美里町立小学校建設検討委員会（以下「建設検討委員会」という。）及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
③ 実施要領の規定に違反すると認められた場合
④ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
A 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

- B 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- C 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 参加表明書提出から契約締結の日までの間に、参加資格要件を欠いた場合

5. スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとするが、状況により変更する場合があります。

	項目	期日等
①	公告（公募開始）	令和7年11月28日（金）
②	参加表明書等の受付開始	令和7年11月28日（金）
③	参加表明書等に係る質問書受付開始	令和7年11月28日（金）
④	参加表明書等に係る質問書受付終了	令和7年12月15日（月）
⑤	参加表明書等に係る質問に対する回答の公表	令和7年12月19日（金）
⑥	参加表明書等の受付終了	令和7年12月25日（木）
⑦	参加資格確認	令和7年12月26日（金）～ 令和8年1月8日（木）
⑧	参加資格確認結果通知（技術提案書等提出要請）	令和8年1月9日（金）
⑨	現地説明会	令和8年1月13日（火）～ 令和8年1月15日（木）
⑩	技術提案書等に係る質問受付開始	令和8年1月16日（金）
⑪	技術提案書等に係る質問受付終了	令和8年1月23日（金）
⑫	技術提案書等に係る質問に対する回答	令和8年1月30日（金）
⑬	技術提案書等の受付開始	令和8年2月2日（月）
⑭	技術提案書等の受付終了	令和8年3月9日（月）
⑮	プレゼンテーション参加要請	令和8年3月11日（水）
⑯	提案の審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月18日（水）
⑰	審査結果通知	令和8年3月27日（金）
⑱	契約締結	令和8年4月初旬

6. 手続等

(1) 問合せ先・提出先（事務局）

- ① 住所 〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1
- ② 担当者 美里町教育委員会事務局 学校開校準備室
- ③ 電話 0495-76-0201
- ④ メール gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp 【要着信確認】

(2) 配布書類

配布書類は、美里町ホームページから入手すること。なお、⑨については容量が大きいため、希望者にメールにて送付する。また既存建物の製本図については事務局に

て閲覧のみとする。事前に事務局へメールにて連絡のうえ受領・閲覧すること。

- ①美里町立小学校統合整備事業実施要領
- ②美里町立小学校統合整備事業実施要領 様式集
- ③美里町立小学校統合整備事業実施要領 事業者審査基準
- ④美里町立小学校統合整備事業要求水準書
- ⑤美里町立小学校統合整備事業基本協定書（案）
- ⑥美里町立小学校統合整備事業 契約書（設計業務）（案）
- ⑦美里町立小学校統合整備事業 契約書（建設工事）（案）
- ⑧美里町立小学校統合整備事業 積算内訳書（設計業務）（案）
- ⑨別紙資料集

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書及び添付書類等

- (様式1-1) 実施要領等に関する質問書
- (様式2-1) 参加表明書
- (様式2-2) 委任状
- (様式2-3) 参加事業者構成表
- (様式2-4) 参加事業者連絡先一覧表
- (様式2-5) 参加資格確認調書（代表事業者）
- (様式2-6) 参加資格確認調書（設計事業者）
- (様式2-7) 参加資格確認調書（施工事業者）
- (様式2-8) 参加資格確認調書（工事監理者）
- (様式2-9) 誓約書

(添付書類) 設計及び施工事業者については、町における「令和7・8年度 建設工事請負等競争入札参加資格審査」手続きが完了していることを証明する書類の写し。

※ 上記手続きが完了していない参加者は、次の書類を提出すること。なお、印鑑証明書、納税証明書及び商業登記簿謄本（登記事項証明書）は、参加表明書提出日以前3ヶ月以内に発行されたものとする

- 暴力団排除に関する誓約書
- 使用印鑑届出書
- 委任状 ※委任先がない場合は不要
- 印鑑証明書
- 建築一式工事の特定建設業許可書の写し（施工業務担当者のみ）
- 建築士事務所登録書の写し（設計・工事監理業務担当者のみ）
- 所属する技術者及び有資格者名簿
- 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。
- 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税 [その3の3]）
- 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

※ 上記手続きについては、町の建設工事請負等競争入札参加資格審査スケジュールを確認のうえ、早めに行うこと。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和7年11月28日（金）17時から令和7年12月25日（木）17時まで
（必着）

- (4) 提出先
本要領6（1）とする。
- (5) 提出方法
持参または郵送（配送状況がわかるもの）とする。
- (6) 参加表明書等に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法
- ① 参加表明書等に関する質問は、（様式1-1）実施要領等に関する質問書に記入のうえ、本要領6（1）④へ電子メールで提出すること。
 - ② 参加表明書等に関する質問書の受付期間は、令和7年11月28日（金）17時から令和7年12月15日（月）17時までとする。
 - ③ 参加表明書等に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和7年12月19日（金）17時までに「美里町ホームページ」で公表する。
- (7) 提出書類の作成要領
- ① 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - ② 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。
 - ③ 重複して参加表明書等を提出しないこと。
 - ④ 提出書類については、提出期限が過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. 技術提案書等の提出

- (1) 提出書類
- （様式3-1）提案書提出書
 - （様式3-2）美里町立小学校統合整備事業に対する業務提案書
 - （様式3-3）施設の設計工期及び建設工期・建設費提案書
 - （様式3-4）事業工程表
- (2) 提出部数
- （様式3-1）正1部（参加者名の記載あり）
 - （様式3-2）正1部（参加者名の記載あり）、
副20部（技術提案書等提出要請時に町で指定する参加者名を記載）
 - （様式3-3）正1部（参加者名の記載あり）
 - （様式3-4）正1部（参加者名の記載あり）
- 及び同内容の電子ファイル1部（CD-R等の記録用メディア媒体）
- (3) 提出期間
令和8年2月2日（月）9時から令和8年3月9日（月）17時まで（必着）
- (4) 提出先
本要領6（1）とする。
- (5) 提出方法

持参または郵送（配送状況がわかるもの）とする。

(6) 技術提案書等に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- ① 技術提案書等に関する質問は（様式1-1）実施要領等に関する質問書に記入のうえ、本要領6（1）④へ電子メールで提出すること。
- ② 技術提案書等に関する質問書の受付期間は、令和8年1月16日（金）9時から令和8年1月23日（金）17時までとする。
- ③ 技術提案書等に関する質問の回答は全社共通回答とし、令和8年1月30日（金）17時までに全社のメールアドレスに送付する。

(7) 提出書類の作成要領

- ①（様式3-1）提案書提出書
- ②（様式3-2）美里町立小学校統合整備事業に対する業務提案書
（A3片面・横3枚以内）

「つながる学校」「混ざる学校」「育てる学校」の3つのキーコンセプトを元に、町で起こることを学校のこととして、学校で起こることを町のこととして捉えることで地域全体が豊かになる仕掛けづくりを踏まえ、以下の項目について提案を行うこと。

テーマⅠ 地域に開かれた、地域と共に育つ学校の整備
テーマⅡ 児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境の整備
テーマⅢ 多様な学習活動にフレキシブルに利用可能な学習空間の整備

③（様式3-3）施設の設計工期及び建設工期・建設費提案書

- A 消費税（地方消費税を含む）は、10%で計算すること。
- B 価格調整などの一括値引き（出精値引き）はしないこと。
- C 要求水準書の内容を承知したうえで、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、建設工期・建設費提案書に反映させること。
- D 技術提案内容については、全て建設費に反映させること。

④（様式3-4）事業工程表

設計、施工等業務別の実線で記入すること。

(8) 提出書類の記入上の留意事項

- ① 技術提案書は、別紙資料9 技術提案における視覚的表現の取扱いについてを参照し、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。
- ② 様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集し、作成すること。
- ③ 技術提案については、審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。

9. 現地説明会の開催

- (1) 現地説明会の案内は、技術提案書等提出要請書で通知する。なお、現地説明会の対象施設は、美里町立美里中学校とする。
- (2) 現地説明会は、令和8年1月13日（火）～15日（木）の期間とし、事業者ごとに日時を割り振るものとする。なお、出席は自由とする。
- (3) 現地説明の際は、学校関係者及び通行人等に迷惑が掛らないように十分注意すること。なお、現地説明会以外の日における町内小学校及び中学校の敷地内への入場

は認めない。

10. 受注候補者の選考

(1) 選考委員会

受注候補者の選考に係る審査については、参加資格の確認を事務局で行い、提案の審査は建設検討委員会で行う。委員名簿は基本計画の付録を参照のこと。

(2) 評価基準

提案の審査の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	
地域に開かれた地域と共に育つ学校の整備 (配点 10 点)	学校敷地内及び建物内に、地域開放が可能なスペースを設けているか。	地域開放が可能なスペースが設けられていない。	0 点
		地域開放が可能なスペースが設けられている。	3 点
		地域開放が可能なスペースが設けられていて、十分活用できる。	5 点
	児童生徒の日常の学びの中に地域の人々が参加、共同できる仕掛けを整備する提案となっているか。	地域の人々が参加、共同できる仕掛けを整備する提案となっていない。	0 点
		地域の人々が参加、共同できる仕掛けを整備する提案となっている。	3 点
		地域の人々が参加、共同できる仕掛けを十分に整備する提案となっている。	5 点
児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境の整備 (配点 10 点)	新統合小学校が美里中学校に隣接することを活かした提案となっているか。	児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境が整備される提案となっていない。	0 点
		児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境が整備される提案となっている。	3 点
		児童生徒同士の交流や学び合い、教え合いが生まれる学習環境が十分に整備される提案となっている。	5 点
	多目的・交流の場の整備について検討されているか。	多目的・交流の場の整備について検討されていない。	0 点
		多目的・交流の場の整備について検討されている。	3 点
		多目的・交流の場の整備について十分検討されている。	5 点
多様な使い方が可能なフレキシブルに利用できる学習空間 (配点 10 点)	教室や体育館が、多様な使い方ができる提案となっているか。	教室や体育館、居場所などに多様な使い方ができる提案となっていない。	0 点
		教室や体育館、居場所などに多様な使い方ができる提案となっている。	3 点
		教室や体育館、居場所などに多様な使い方が十分できる提案となっている。	5 点
	学校全体が学び・遊びの場となるような設計になっているか。	学校全体が学び・遊びの場となるような設計となっていない。	0 点
		学校全体が学び・遊びの場となるような設計になっている。	3 点
		学校全体が学び・遊びの場となるような設計が十分にされている。	5 点

基本計画からの変更点 についての対応 (配点5点)	施設整備の方針は守りつつ、建物の配置や工事費の上昇等、変更が必要な部分を考慮した提案となっているか。	変更が必要な部分を考慮した提案となっていない。	0点
		変更が必要な部分を考慮した提案となっている。	3点
		変更が必要な部分を十分に考慮した提案となっている。	5点
設計業務における技術力 (配点3点)	実務実績	過去10年間に同種業務※の実績が2件以上ある場合	1点
		過去の同種業務において、設計事業者の提案や創意工夫がなされている場合	2点
施工業務における技術力 (配点3点)	実務実績	過去10年間に2,000㎡以上の同種業務※の実績が2件以上ある場合	1点
		過去の同種業務において、設計事業者の提案や創意工夫がなされている場合	2点
事業者の地域性 (配点2点)	地域貢献	単独企業、共同企業体の構成会社又は下請負人が町内に本店を有する場合	2点
工期の提案 (配点2点)	中学校の体育館等の使用不可期間が少なくなるよう配慮されているか。	工期や中学校の使用不可期間について検討し、影響が少なくなるよう配慮された提案となっている。	1点
		工事工程が総合的に検討されており、中学校の授業への影響を十分配慮した提案となっている。	2点
提案価格 (配点5点)	建設コストの縮減について配慮されているか	55億円以下→5点 55～60億円以下→3点 60～65億円以下→2点 65～70億円以下→1点 70億円超→0点	
		得点 /50点	

※同種業務とは、平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型7（教育施設）の第1類（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）、類型3（運動施設）の第1類（体育館、武道館、スポーツジム）の建築物の新築工事又は増築工事の施工、設計及び工事監理をいう。上記は公立・私立を問わない。また認定こども園、特別支援学校も類型7の類似施設として扱う。

(3) 評価要領

美里町立小学校統合整備事業実施要領事業者審査基準

(4) 参加資格確認の実施及び技術提案書提出要請の通知

参加資格確認は本要領10(2)①に基づき実施し、令和8年1月9日(金)17時までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日書でも通知する。その際、参加資格を有する者には、技術提案書提出要請を通知する。

(5) プレゼンテーション参加要請の通知

提出された技術提案書等資料を確認の後、令和8年3月11日（水）を目途に、提案者に対してプレゼンテーション参加要請を電子メールにて通知する。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選考委員会において、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し、本要領10（2）②に基づき総合的に審査及び評価したうえで、選定事業者1者と次点事業者1者を選考する。

なお、選考委員会の会議は非公開とし、選考結果についての異議申立ては認めない。

- ① プレゼンテーション等の日時 令和8年3月18日（水）を予定する。
- ② プレゼンテーション等の出席者
当該業務を担当する技術者を含む5名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。
- ③ プレゼンテーション等の実施時間
プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度とする。
- ④ プレゼンテーション
 - A プレゼンテーションは、提出した技術提案書の拡大パネル（A1判）や電子機器によるスライドを使用すること。
 - B プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。
 - C 説明に際してはPCを使用することができる。プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。
 - D 模型及び動画を利用したプレゼンテーションは不可とする。
 - E 審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。
- ⑤ ヒアリング
ヒアリングは、プレゼンテーション内容、技術提案書等に関するものの他、業務全般に関する総合的な質疑を行う。
- ⑥ 審査結果の通知及び公表
審査結果は、令和8年3月27日（金）までに提案者に対し電子メールにて通知するとともに、後日文書でも通知する。また、審査結果は美里町ホームページで公表する。

1.1. 契約方法等

(1) 契約の締結

町は、選定事業者へ第一位優先交渉権を与え、契約の交渉を行う。

ただし、選定事業者に事故等があり契約が不調となった場合には、次点事業者を契約交渉の相手方とする。

なお、本事業については、基本設計・実施設計業務、建設工事、工事監理業務をそれぞれ別契約とし、建設工事は基本設計・実施設計設計業務の完了後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年美里町条例第65号）第2条の規定に基づき、仮契約後に美里町議会に請負契約締結の議案を提出し、議決により本契約として成立するものとする。

また契約の保証について、建設工事は美里町建設工事請負契約約款によるものとする。

(2) 支払条件

本業務は、令和8年度から令和10年度までの継続業務であり、契約に係る費用の支払い条件は、町と受注候補者として受注候補者から提出された業務工程計画をも

とに確認・協議のうえで決定する。

なお、前払金については、美里町公共工事前金払要綱によるものとする。

12. その他

- (1) 参加表明書等の提案は1提案者につき1案とする。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - ② 本要領で指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ⑤ 許容された表現方法以外の方法が用いられている場合。
 - ⑥ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - ⑦ 提案書において、社名や商標等の提案者を認識できるものが表示されている場合。
 - ⑧ 本プロポーザルに関して、本要領に定める以外の方法により、選考委員会の委員、町に所属する職員に接触し、公正な審査を妨げる行為をした場合。
 - ⑨ 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた場合。
 - ⑩ 別途通知するプレゼンテーション及びヒアリングの時間に遅れた場合又は出席しなかった場合。
 - ⑪ 複数の参加表明書等及び技術提案書等を提出した場合。
 - ⑫ その他、選考委員会が不適格と認める場合。
 - ⑬ 施工業務に係る提案額が最低制限価格を下回る場合。
- (3) 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった者は、技術提案書等を提出することはできない。また、提出期限までに技術提案書等を提出しなかった者は、その後の提出を受け付けない。
- (4) 提出された技術提案書等の知的所有権は提案者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類及び電子データ（以下「提出された書類等」という。）は返却しない。
- (6) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議での報告で必要な範囲において複製できるものとし、返却しない。
- (7) 提出された書類等は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (8) 提出された書類等は、審査及び本件に関連する会議等での報告以外の目的で無断使用しない。
- (9) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意したうえで提案すること。
- (10) 提案にあたり、他の文献を引用した際は、出典を明示すること。

リスク分担表

※本表は、町と事業者のリスク分担に関して、基本的な考え方を示すものであり、要求水準書や契約書(案)の内容との間で齟齬が生じる場合には、契約書(案)、要求水準書の順で優先する。

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者	
			町	事業者
政策変更リスク	1	町の政策変更による事業の変更・中断・中止、事業契約の解除等に関するもの（本事業への応募及び提案書類の作成に係る費用は、すべて応募事業者の負担）	●	▲
法制度リスク	2	本事業に直接影響を及ぼす法制度・許認可等の新設・変更によるもの	●	
	3	上記以外の法制度・許認可等の新設・変更によるもの		●
税制度リスク	4	消費税制度の変更に関するもの	●	
	5	その他の税制度変更に関するもの		●
許認可取得リスク	6	町が取得すべき許認可の未取得、取得遅延または失効に関するもの（事業者が担う役割等の不履行に起因するものを除く）	●	
	7	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延または失効に関するもの（町が担う役割等の不履行に起因するものを除く）		●
住民対応リスク	8	本事業の実施に対する周辺住民等の反対運動、訴訟・要望等に起因するもの	●	
	9	上記以外のもの(事業者が行う業務に起因するもの)		●
環境保全リスク	10	事業者が行う業務に起因して発生する環境問題に関するもの(有害物質の排出、騒音、振動、臭気など)		●
第三者賠償リスク	11	町の責に帰すべき事由による第三者への賠償	●	
	12	事業者の責に帰すべき事由による第三者への賠償		●
債務不履行リスク	13	町の責に帰すべき事由によるもの	●	
	14	事業者の事業放棄・破綻や契約違反に関するもの		●
	15	要求水準の未達に関するもの		●
不可抗力リスク	16	不可抗力に起因する増加費用及び損害(事業者は一定範囲を負担)	●	▲
物価変動リスク	17	施設整備期間中の一定範囲を超える物価変動(事業者は一定範囲を負担)	●	▲
実施要領リスク	18	実施要領等の誤りや記載内容の変更に関するもの	●	
応募リスク	19	本事業への応募費用の負担に関するもの		●
契約締結リスク	20	町の責に帰すべき事由による締結遅延または締結不能	●	
	21	事業者の責に帰すべき事由による締結遅延または締結不能		●
	22	議会の議決が得られないことによる締結遅延または締結不能(町及び事業者は自らに発生した費用を各々負担)	●	●
資金調達リスク	23	町が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
	24	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
要求水準等未達リスク	25	要求水準及び提案内容の不履行や不適合、性能未達等によるもの		●

※●：主負担、▲：従負担

主なリスク項目	No.	リスク概要	負担者		
			町	事業者	
調査リスク	26	町が実施した各種調査に関するもの	●		
	27	上記以外の調査に関するもの		●	
造成・建築・解体設計リスク	28	町からの指示事項の誤りや変更等に伴う設計費増加、設計遅延等に関するもの	●		
	29	上記以外の要因による不備・変更等に伴う設計費増加、設計遅延等に関するもの		●	
造成・建築・解体工事リスク	町責任リスク	30	町の要求による工事の内容及びその変更に関するもの	●	
		31	上記以外の要因による工事の内容及びその変更に関するもの		●
	用地リスク	32	用地取得に関するもの	●	
		33	埋蔵文化財の発見に関するもの	●	
		34	土地の瑕疵に関するもの (町が公表した資料から予測可能なものは除く)	●	
		35	町が公表した資料から予測可能な地質障害・地中障害物等に関するもの		●
	36	建設に要する仮設、資材置場、建設作業員の駐車場に関するもの		●	
	工事遅延・未完工リスク	37	町の責に帰すべき事由による工事遅延・未完工に関するもの	●	
		38	上記以外の要因による工事遅延・未完工に関するもの		●
	工事費増加リスク	39	町の指示による工事費増加に関するもの	●	
		40	上記以外の要因による工事費増加に関するもの		●
	工事監理リスク	41	事業者が実施する工事監理に関するもの		●
	引渡前施設損傷リスク	42	町の責に帰すべき事由による施設の損害	●	
		43	事業者の責に帰すべき事由による施設の損害		●
	事業の中途終了リスク	44	町の債務不履行に起因する契約解除によるもの	●	
45		事業者の債務不履行に起因する契約解除によるもの		●	

別紙資料集 リスト

別紙資料 1 美里町立小学校統合基本計画書

別紙資料 2 敷地地番リスト

別紙資料 3 敷地地番図

別紙資料 4 美里町立美里中学校新築工事 意匠図面一式

別紙資料 5 美里町立美里中学校新築工事 構造図面一式

別紙資料 6 美里町立美里中学校新築工事 電気設備図面一式

別紙資料 7 美里町立美里中学校新築工事 機械設備図面一式

別紙資料 8 美里町立美里中学校体育館耐震補強工事 図面一式

別紙資料 9 技術提案における視覚的表現の取扱いについて

(以下資料は事務局内での閲覧のみ、閲覧期限は令和8年2月2日(月))

別紙資料 10 美里町立美里中学校技術教室棟 製本図

別紙資料 11 美里町立美里中学校多目的棟 製本図

※契約約款等については、美里町ホームページ「入札契約関係例規」を参照のこと
<https://www.town.saitama-misato.lg.jp/0000000317.html>